

靈感商法等による消費者被害の救済の実効化のための消費者契約法等改正について

令和4年12月10日成立、令和5年1月5日施行

靈感等による知見を用いた勧誘による消費者被害の深刻化に対応するため、「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律」が成立しました。

※太い赤字が改正部分

消費者契約法の改正

- ①消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、靈感等の特別な能力により、消費者**又はその親族**の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは**現在生じ**、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又は**そのような不安を抱いていることに乘じて**、契約を締結することが必要不可欠と告げることにより、困惑し、契約をした場合には、これを取り消すことができます。



- ②靈感等の知見を用いた告知による勧誘に対する取消権を、追認することができるときから**3年**(改正前1年)、契約締結時から**10年**(改正前5年)の間、行使することができます。

※改正前の靈感等の知見を用いた告知による勧誘に対する取消権についても、時效が完成していないものについては、改正後の取消権の行使期間が適用されます。

(独)国民生活センター法の改正

- ①重要消費者紛争解決手続(ADR)が**迅速化**され、利用しやすくなり、和解仲介・仲裁が行いやすくなります。



- ②**事業者名の公表**等を行うことにより、再発防止等の取組を働きかけます。



- ③**適格消費者団体への支援やADR情報の提供**を行うことで、地域における被害の予防・救済の実効性向上を図ります。



詳しくはこちらをご覧ください

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/2022_contents_002/



寄附の不当な勧誘による被害の救済、再発防止に向けた法整備について

令和4年12月10日成立、令和5年1月5日一部施行

寄附の不当な勧誘による被害の救済、再発防止のため、寄附の適正化の仕組みを構築する「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」が成立しました。

<法人等とは>法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの

【寄附を勧誘する側】の規制

●法人等の寄附の勧誘に関する規制等

【配慮義務】

寄附の勧誘を行うに当たって、以下の点に十分に配慮しなければなりません。

①自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状況に陥ることがないようにする。②寄附者やその配偶者・親族の生活の維持を困難にすることがないようにする。③勧誘する法人等を明らかにし、寄附される財産の使途を誤認させるおそれがないようにする。



【禁止規定】

①寄附の勧誘に際し、以下の不当な勧誘行為で寄附者を困惑させてはいけません。

①不退去、②退去妨害、③勧説を告げず退去困難な場所へ同行(★)、④威迫する言動を交え相談の連絡を妨害(★)、⑤恋愛感情等に乘じ関係の破綻を告知、⑥靈感等による知見を用いた告知



②借入れにより、又は現に居住している不動産若しくは生活の維持に欠くことのできない事業用の資産で事業の継続に欠くことのできないものの処分により、寄附のための資金を調達することを要求してはいけません(☆)。



違反に対する行政措置・罰則

これらの寄附の勧誘に関する規制に違反した場合には、行政上の措置や罰則の対象となる可能性があります(☆)。



寄附者等に対する支援等

国は、不当な勧誘による寄附者やその家族が上記の権利を適切に行使して被害回復等を図ることができるよう、法テラスと関係機関等の連携を図り、利用しやすい相談体制の整備に努めます。

★令和5年6月1日施行 ☆公布日(令和4年12月16日)から1年内に施行

詳しくはこちらをご覧ください

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/other/#law_001



消費者ホットライン188
イメージキャラクターイヤヤン

お困りの際は、
まずは相談してください。

消費者ホットライン
い や や
1 8 8

靈感商法に限らない金銭的トラブル、心の悩み、家族の悩み、修学、就労、生活困窮など、「旧統一教会」問題やこれと同種の問題でお悩みの方はお電話下さい。お悩みに応じて、適切な相談窓口をご案内します。

靈感商法等対応ダイヤル

0120-005931

受付時間 平日9時30分～17時(土日・祝日・年末年始を除く)